

2025年7月15日

岡山県知事

伊原木隆太 様

障害者的生活と権利を守る岡山県連絡協議会

会長 吉田 裕美

きょうされん岡山支部

支部長 蒔田 信一

すべての旧優生保護法被害者へ謝罪と補償が届くことを求める申し入れ

旧優生保護法を違憲とし国の賠償責任を認めた最高裁判決から1年が経過し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行から17日で半年になります。

子ども家庭庁によると、5月までの補償金等の相談数は4, 302件（岡山県110件）、申請数は1, 542件（同30件）で、このうち認定数は582件（同12件）とのことです。旧優生保護法による被害は、強制不妊と中絶を合わせて約8万4千件と言われており、申請がすすんでいるとは言い難い状況です。

旧優生保護法「補償法」についての共同通信アンケート（7月6日発表）によると、8県で「個別通知」が開始されている一方、岡山など6府県は被害者氏名を特定できたが「所在確認と通知」については未定のことでした。

「戦後最大の人権侵害」とよばれる優生保護法問題の全面解決に向け、補償は被害者の尊厳と名誉回復の第一歩です。そのため原告団等は、すべての被害者に謝罪と補償を届けることを求めています。

以上の点をふまえ、「戦後最大の人権侵害」とよばれる優生保護法問題の全面解決に向けて下記の点を要望させていただきます。

記

- 1、被害者への補償と尊厳回復のために、メディアや関係機関・団体等の協力等もいただきながら、さらなる広報に努めること。
- 2、被害者やその家族のプライバシーや心情に十分な配慮しながら、被害者の特定とともに、明らかになった被害者に補償等に必要な情報を個別に、そして丁寧に届けること。
- 3、原告団や支援団体の声明（別紙）、政府と原告団の「基本合意」を、県としても今後の施策に生かすこと。

以上